

消安全第 387 号
令和 8 年 8 月 28 日

各都道府県・政令指定都市
消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費者安全課長
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」の
発出等について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、消費者庁において、本日付けで、厚生労働省、こども家庭庁及び当庁の連名事務連絡「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」（別添 1 のとおり）を発出するとともに、3月30日付けで、こども家庭庁及び文部科学省の連名通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」（別添 2 のとおり）が発出されましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、当該事務連絡や通知は、これら関係省庁から社会福祉施設等の担当部署に発出されているところ、消費者庁への消費者事故等の通知に当たっては、各地方公共団体が定める通知手順（どの部署が消費者庁に通知するかを定めた手順¹）に基づき実施いただくこととなりますので、消費者行政担当部（局）におかれましては、これらの担当部署に対して通知手順を御周知いただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、域内の市町村の消費者行政担当部署に本事務連絡を御周知いただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者安全課

電話：03-3507-9201

E-mail：g.anzenka@caa.go.jp

¹ 消費者庁ウェブサイトをご参照いただきますようお願いいたします。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_251225_03.pdf